

主催・共催・協賛・後援等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人おかやま環境ネットワーク（以下「この法人」という。）が関与する催しにおける関与の適否についての基準及び関与手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 主催・共催・協賛・後援等に関する定義を以下のとおりとする。

- (1) 「主催」とは、催しの開催の主体となり自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- (2) 「共催」とは、この法人を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。主体がこの法人を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛又は後援と比べて、その催しへのこの法人の関与度合いが強い場合をいう。
- (3) 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、この法人がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義であるが協賛金等の費用負担を伴う場合があり、後援に比べてその催しへのこの法人の関与度合いの程度が大きい場合に使用する。
- (4) 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、この法人がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

(適否基準)

第3条 主催及び共催 この法人が催しを主催又は共催する場合には、定款第3条（目的）および第4条（公益目的事業）に則っていることを基準として、個別に判断する。

2 協賛及び後援 会員、その他団体等が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、行事等（以下「第三者主催の催し等」という。）に関して、協賛又は後援依頼があった場合には、次の（1）に掲げるいずれかに該当し、かつ、（2）に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

(1) 承認することができる場合

- イ 公益性があると認められるとき。
- ロ この法人の会員にとって有益であると認められるとき。
- ハ この法人の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められるとき。

(2) 承認できない場合

- イ 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき。
- ロ その運営方法が、公正でないと認められるとき。
- ハ その他、この法人の業務の目的及び内容に照らし、適当でないと認められるとき

(手続き)

第4条 主催・共催・協賛・後援に関する諸手続きは以下のとおりとする。

この法人が催しを主催、共催、協賛又は過去に後援したことの無い第三者主催の催し等の場合（国、地方公共団体主催の催し等は除く）は、理事会で決定するものとする。

2 過去に後援したことがある第三者主催の催し及び国、地方公共団体主催の催し等に関して後援の依頼を受けた場合には、その主催者から趣旨、対象者、内容等を記載した依頼文書の提出をこの法人あてに受け、代表理事が第3条の基準に則り承認の可否を判断する。事務局は、代表理事名によりその催し等の主催者に対して結果を通知し、理事会にその結果を報告する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なう。

附則

- 1 この規程は、2011年4月16日より施行する。
- 2 この規程は、公益財団法人おかやま環境ネットワークの設立の登記の日から施行する。
(2012年4月28日理事会議決)